**○九州地方整備局告示第八十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十号 | 日向市美々津町字田久保四三七番一から同市美々津町字田久保四一七番一まで | 九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

**○九州地方整備局告示第八十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百二十号 | 垂水市柊原字軽砂濱三四七四番二から同市柊原字軽砂濱三五二一番一まで | 九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

**○九州地方整備局告示第八十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百八号 | 玉名市田崎字楢山四五五番一から同市田崎字楢山四五八番三まで | 九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

**○九州地方整備局告示第八十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三号及び二百十九号

㈢　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 熊本県八代郡氷川町高塚字一町田一五一九番一から同町大野字中ノ間八八九番五まで | 前 | 二〇・八一～六三・七メートル | 〇・〇五七キロメートル |
| | 後 | 二〇・八一～一〇三・八六 | 〇・〇五七 |

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

**○九州地方整備局告示第九十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十七号 | 阿蘇市赤水字無田六六七番五から熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字下野字稲揚田四〇一番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

**○九州地方整備局告示第九十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三号

㈢　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 水俣市袋字薄月八六四番二から同市袋字大畑一八四七番一まで | 前 | 八・七二～三二・一八メートル | 〇・八六六キロメートル |
| | 後 | 一一・〇〇～三四・一〇 | 〇・八六六 |

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

二　㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三号及び二百十九号

㈢　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 八代市岡町小路字町畑五三九番二から同市岡町小路字町畑五四〇番二まで | 前 | 一三・七〇～一五・六〇メートル | 〇・〇二三キロメートル |
| | 後 | 一三・七〇～一六・四一 | 〇・〇二三 |

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

**○九州地方整備局告示第九十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 三号 | 水俣市袋字薄月八六四番二から同市袋字大丸一四九四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所 |
| 三号及び二百十九号 | 八代市岡町小路字町畑五三九番二から同市岡町小路字町畑五四〇番二まで | 〃 |

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日